

申告を  
お忘れなく!!

# しながわの 区税だより

第10号(臨時号)  
品川区税務課発行  
平成22年2月15日  
代表電話 (3777)1111

住民税の納税は  
便利な  
口座振替を!



## 平成21年中に自治体や指定された団体に寄附をされた方へ 住民税の寄附金税額控除が受けられます

平成20年度住民税の税制改正により、都道府県、区市町村の条例で指定された団体等に寄附をした場合は、一定の額が住民税の所得割から控除されます。  
また、自治体への寄附(ふるさと納税)をされた場合は、寄附の金額のうち5,000円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と合わせて全額が控除されます。

### 品川区・東京都が条例で指定した寄附金

#### 品川区が指定した寄附金

「社会福祉法人 品川区社会福祉協議会」に対する寄附金

#### 東京都が指定した寄附金

所得税の控除対象寄附金のうち、都内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金

- ①公益法人などに対する寄附金で一定の要件をみたすものとして、財務大臣が指定したもの(共同募金、日本赤十字社への寄附など)
- ②特定公益増進法人に対する寄附金(公益社団、財団法人、学校法人、社会福祉法人など)
- ③国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金(国境なき医師団日本など)

#### 住民税の所得割から控除される額

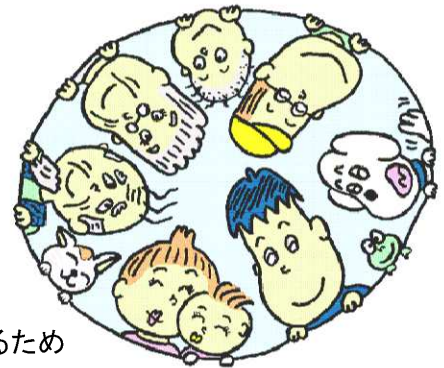
【品川区条例指定分】

(寄附金額-5,000円)×6%

【東京都条例指定分】

(寄附金額-5,000円)×4%

※「社福 品川区社会福祉協議会」は東京都の指定にも該当するため(寄附金額-5,000円)×10%が控除されます。



### 自治体に対する寄附金(ふるさと納税)

#### 住民税の所得割から控除される額

アとイの合計額が住民税の所得割から控除されます。

ア.(寄附金額-5,000円)×10%

イ.(寄附金額-5,000円)×(90%-寄附者の適用所得税率「0~40%」)

※イについては、住民税所得割額の10%が上限になります。

### 東京都共同募金会、日本赤十字社東京支部に対する寄附金

#### 住民税の所得割から控除される額

(寄附金額-5,000円)×10%が控除されます。



ご注意

寄附金の上限は、すべての寄附金を合わせて総所得金額等の30%です。  
住民税の寄附金税額控除をうけるためには、最寄の税務署で所得税の確定申告を行ってください。その際、寄附先などからの領収書等を添付する必要があります。

【問合わせ先】品川区役所 総務部税務課 課税担当 TEL03-5742-6663~6

品川区のホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> も合わせてご覧ください。

回覧

平成22年度住民税

## 税制改正のおしらせ



## 住民税からの住宅ローン特別控除制度が創設されました

平成11年から平成18年までに入居された方を対象とした税源移譲にともなう住宅ローン控除に加え、新たに平成21年から平成25年までに入居された方を対象に住民税からの住宅ローン特別控除制度が創設されました。

## 新たに対象となる方

平成21年1月1日から平成25年12月31日までに入居し、所得税からの住宅ローン特別控除が控除しきれなかった方

## 住民税から控除される額

次のうちいずれか小さい額が、入居の翌年から10年間控除されます。

- ア. 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- イ. 所得税の課税総所得金額等の額の5% (上限97,500円)



## 住民税の住宅ローン特別控除申告書の提出は不要です

給与支払報告書(源泉徴収票)等の様式が変更されますので、住民税の住宅ローン特別控除申告書の提出は不要です。また、これに伴い平成11年から平成18年までに入居された方についても、住民税の住宅ローン特別控除申告書の提出は不要になります。

## 上場株式等の配当所得の申告分離課税制度

平成21年1月1日以降に支払われる上場株式等の配当所得について、所得税の確定申告をすることにより、これまでの総合課税に加え申告分離課税制度を選択できるようになりました。この申告分離課税を選択した配当所得は、上場株式等の譲渡損失と通算することができます。ただし、配当控除の適用は受けられませんので、ご注意ください。

## 上場株式等の配当所得

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度)			
	総合課税を選択		申告分離課税を選択			
税率	所得税 住民税	累進課税 10%	所得税 住民税	7%(15%) 3%(5%)	所得税 住民税	7%(15%) 3%(5%)
配当控除	あり		なし		なし	
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし		あり		なし	
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる		合計所得金額に含まれる		合計所得金額に含まれない	

※注意 カッコ内の税率は平成24年1月1日以降に支払いを受けるものに適用されます。



## 住民税の納税は 便利な口座振替を!

手続きの方法は税務課 収納管理係  
TEL(03)5742-6669 まで

【問合わせ先】品川区役所 総務部税務課 課税担当 TEL03-5742-6663~6

品川区のホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> も合わせてご覧ください。